

(1/2)

今治市住居確保給付金（家賃補助）
申請者確認事項（このリストを提出してください）

☆はじめにお読みください。内容を確認されましたら、☑をしてください。

- 申請書等を郵送、もしくは来所する場合は、必ず事前に【今治市生活自立相談支援センター：くらしの相談支援室】（0898-36-1513）までご連絡ください。
- 申請時に生活保護を受給されている方は、この給付金の対象外となります。
- 現在居住中の賃貸住宅の家賃が対象となります。住宅ローンには適用できません。
- 申請者は、主たる生計維持者(家計を最も支える者)である方となります。
- 住居確保給付金の受給中に収入基準（上限）額を超えた就労収入を得た場合は、給付を中止することがあります。
- 住居確保給付金を受給する期間、誠実かつ熱心に求職活動をしていただく必要があります。

給付金の受給中は、月に1回、求職活動に関する状況通知書等の提出が必要です。提出がない場合や、誠実かつ熱心に求職活動が行われていない場合には、給付を中止することがあります。
- 書類に不備等がある場合は、担当相談員から連絡しますので、日中(平日9：00～16：00)に、連絡が取れる電話番号等を記入してください。
- ※ 確認事項について、了承いただきましたら、日付、申請者の署名及び電話番号を記入してください。

令和 年 月 日

氏名： _____

電話番号： _____